

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(千葉県担当部会)

平成27年10月23日答申分

○答申の概要

年金記録の訂正を不要としたもの 2件

厚生年金保険関係 2件

厚生局受付番号 : 関東信越 (千葉) (受) 第 1500120 号
厚生局事案番号 : 関東信越 (千葉) (厚) 第 1500059 号

第 1 結論

請求期間について、請求者の A 社における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日の訂正を認めることはできない。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 3 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 昭和 24 年 6 月 1 日から同年 11 月 1 日まで

A 社に勤務していた期間のうち、昭和 24 年 6 月 1 日から同年 11 月 1 日までの厚生年金保険の記録がない。同社に昭和 24 年 10 月末まで勤務したので、正しい記録に訂正し、年金支給額に反映させてほしい。

第 3 判断の理由

請求者は、A 社における厚生年金保険被保険者資格の喪失日 (昭和 24 年 6 月 1 日) 以降も同社に継続して勤務し、厚生年金保険被保険者であったと主張している。

しかしながら、A 社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿 (以下「被保険者名簿」という。) によると、同社は昭和 24 年 6 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、請求期間は適用事業所ではなかったことが確認できる。

また、A 社を承継する B 社は、請求者の A 社に係る在籍を確認できる資料は保存期間満了のため保存しておらず、請求者の在籍期間は不明であり、また、請求期間当時の A 社の職員の社会保険の取扱いも不明である旨回答している。

さらに、請求者が A 社の元職員として氏名を挙げた 8 名は、死亡又は連絡先が不明であり、請求期間当時の状況を照会できないことから、被保険者名簿において、請求者と同様に被保険者資格の喪失日が昭和 24 年 6 月 1 日となっている複数の元職員に照会したところ、回答があった者の中に同日以降も同社に勤務していたとする者はいたが、請求者を記憶している者はおらず、請求者の請求期間当時の勤務状況及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

このほか、請求者の請求期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金

保険被保険者として、請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

厚生局受付番号 : 関東信越 (千葉) (受) 第 1500132 号
厚生局事案番号 : 関東信越 (千葉) (厚) 第 1500060 号

第 1 結論

請求期間について、請求者の A 社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 29 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 昭和 50 年 4 月から昭和 55 年 4 月まで

私は、請求期間に A 社に正社員として勤務していた。給与から厚生年金保険料が控除されていたので、請求期間を厚生年金保険の被保険者期間として年金額に反映してほしい。

第 3 判断の理由

雇用保険の記録によると、請求者は、A 社において、昭和 51 年 2 月 3 日に被保険者資格を取得し、昭和 53 年 3 月 31 日に喪失していることが確認できることから、請求期間の一部において、当該事業所に勤務していたことが認められる。

しかしながら、オンライン記録によると、A 社は昭和 50 年 3 月 31 日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、請求期間は適用事業所ではなかったことが確認できる。

また、A 社の元事業主及びその妻 (元取締役) は、既に死亡していることから、請求者の勤務状況や厚生年金保険料の控除について確認することができない。

さらに、請求者は、元同僚作成の請求者が請求期間において A 社に勤務し、厚生年金保険料が控除されていた旨を記載した平成 19 年 7 月 20 日付けの書面を提出しているが、それを裏付ける資料 (給与明細書等) はない上、当該元同僚も請求期間に厚生年金保険の記録はなく、また、当該元同僚は既に死亡していることから、請求期間当時の状況について証言を得ることができない。

加えて、オンライン記録によると、請求者は、請求期間のうち、昭和 52 年 4 月分から昭和 54 年 12 月分まで及び昭和 55 年 4 月分の国民年金保険料を納付していることが確認できる。

このほか、請求者の請求期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

なお、口頭意見陳述を実施したが、請求者が請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。